



税金・保険・年金

市税の種類とあらまし

市税の内容

税の種類	税を納める人	電話
個人の市民税	1月1日時点で市内に住所などがあり、前年中に所得のあった人	市民税課個人市民税係 ☎898-6203
法人の市民税	市内に事務所・事業所などを持つ法人	市民税課法人市民税係 ☎898-6209
固定資産税	1月1日時点で、土地・家屋・償却資産（事業を行う場合に使用する機械・器具・備品など）を所有している人	土地 資産税課土地係 ☎898-6217
		家屋 資産税課家屋第一係 ☎898-6218 同課家屋第二係 ☎898-6219
		償却資産 資産税課償却資産係 ☎898-5854
都市計画税	1月1日時点で、市街化区域や用途地域内の土地・家屋を所有している人（固定資産税と併せて納付）	土地 資産税課土地係 ☎898-6217
		家屋 資産税課家屋第一係 ☎898-6218 同課家屋第二係 ☎898-6219
軽自動車税（種別割）	4月1日時点で、所有している原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の主たる定置場所を市内に定めている人	市民税課諸税係 ☎898-5842・898-5843
国民健康保険税	国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主（世帯主の変更や世帯内で国民健康保険の加入・脱退があったときは、月割で課税）	国民健康保険課賦課係 ☎898-6250

※市税には他に市たばこ税、入湯税、事業所税があります。

軽自動車などの届け出

他市町村からの転入者は次の届け出をしてください。

原動機付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車			
届け出が必要な場合		届け出る場所	届け出に必要な物
前橋市で使用する (保管を含む)	他市町村で廃車した	市役所2階 市民税課	廃車証明書、来庁者の本人確認書類
	他市町村のナンバープレートが付いている		他市町村のナンバープレート、標識交付証明書、来庁者の本人確認書類
家族、友人などに譲った	新所有者が登録する市町村に問い合わせてください		
使用しない(廃棄処分など)	登録した市町村へ問い合わせてください		

＜以下は広告スペースです＞

不動産相続のお悩み、ご相談ください

土地 建物 空き家 空き地 別荘地 田んぼ 山 不要品処理 などなど

査定無料

相続税の支払いどうすればいい？

空き家で困っています。値段つくかしら？

皆さまのお悩みに寄り添います。お気軽にご相談ください。

代表 齋藤 聖浩

[不動産相続相談窓口] お問い合わせ ☎ **0270-61-8547**

✉ **talimo-totanet@outlook.jp**

所在地: 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3574-1A1
営業時間: 9:00~18:00 定休日: 年末年始・GW・夏季休暇

不動産・リフォーム管理
produced by TALIMO

[運営法人]
株式会社タリモ
宅建業免許番号
群馬県知事(1)第7807号

P70表以外

軽自動車の種類	届け出る場所	所在地	電話
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)	関東運輸局 群馬運輸支局	上泉町 399-1	050-5540- 2021
二輪の小型自動車 (250cc超) 普通自動車			
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協 会群馬事務所	五代町 1047-2	050-3816- 3109

市税の納付

問 収納課 ☎898-6226、898-6233
898-6231、898-6229
898-6991

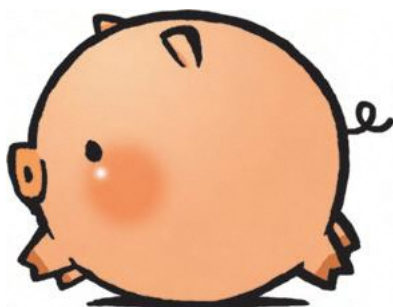
納付できる場所	市役所2階収納課、各支所・市民サービスセンター、指定金融機関等、ゆうちょ銀行、eL-QR対応金融機関(eL-QRが印字されている納付書のみ)、コンビニエンスストア(バーコードが印字されている納付書のみ)
インターネットなどで	インターネットバンキング、ペイジー対応ATM 以下、eL-QRが印字されている納付書に限る。 スマートフォン決済アプリ、地方税お支払いサイト 詳細はHPへ。 

市税の口座振替

市税の納付は、留守がちな人や忙しい人でも納め忘れのない口座振替が便利です。

口座振替の届け出	
届け出る場所	預貯金口座がある金融機関・ゆうちょ銀行
届け出に必要な物	預貯金通帳、金融機関などに届け出ている印鑑、納税通知書
振替が始まる時期	届け出た月の翌月末以降の納期から(例:4月申し込み→5月末日以降分から適用)
振替のできる税	市県民税・森林環境税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収分)

インターネットからも申込みできます。



く 以下は広告スペースです

関東信越税理士会所属

 品矢一彦税理士事務所
品矢一彦法務行政書士事務所



住所 群馬県前橋市南町三丁目29-5
KAYUビル1F
TEL 027-212-4783

市税の証明

市税証明の請求

請求できる場所	請求できる日時	請求できる人	請求に必要な物
市役所2階33番税証明窓口 各支所・各市民サービスセンター・各コミュニティセンター 内の証明交付コーナー（一部発行できない物があります）	土日曜、祝日、年末年始 を除く午前9時～午後5 時	・本人 ・本人から委任を 受けた人（委任 状が必要）	・窓口に来る人の本人 確認ができる物 （運転免許証など） ・代理人が請求する 場合は、委任者が自 署または記名押印 した委任状
前橋プラザ元気21内の証明サービスコーナー（発行できる 証明の種類・対象年度が限られます）	年末年始、機械メンテナ ンス日を除く午前10時 30分～午後7時		
コンビニ（最新年度の課税（非課税）証明書「控除の内訳あり」のみ発行できます。申告状況により掲載内容が変更します のでご注意ください。）	年末年始、機械メンテナ ンス日を除く午前6時 30分～午後11時	・本人	・利用者証明用電子 証明書が格納され たマイナンバー カード ・4桁の暗証番号

主な市税証明

主な証明の種類	手数料(1件)	1件の数え方	問い合わせ
所得・課税に関する証明	350円 (コンビニ交付は100円)	1枚ごと	市民税課 ☎898-6202
営業に関する証明	350円	1枚ごと	資産税課 ☎898-6216
土地・建物に関する証明		1所有者・1年度で1枚ごと	
資産に関する証明		1枚ごと	
固定資産課税台帳、地籍図等図面の 閲覧		1回ごと	
地籍図等図面の交付		1枚ごと	収納課 ☎898-6226
納税に関する証明		1人・1税目・1年度(法人市民税は1事 業年度)ごと	

国民年金

問 市民課 ☎898-6254

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。保険料を納めることで、65歳から老齢基礎年金が、けがや病気で障害の状態になったときはその程度で障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときは要件により遺族基礎年金が受けられます。

加入者の種類

第1号被保険者	自営業・学生など (厚生年金に加入していない人)
第2号被保険者	会社員、公務員など
第3号被保険者	会社員や公務員(第2号被保険者)に 扶養されている配偶者

主な届け出など

区分	届け出が必要な場合	手続きに必要な物	届け出る場所	
			市役所市民課 9番窓口	各支所
加入	退職して厚生年金・共済組合を脱退したとき (扶養配偶者がいるときは合わせて)	本人と配偶者の年金手帳か基礎年金番号 通知書、退職日の分かる書類(社会保険離 脱証明書)	○	○
	第3号被保険者が離婚や収入増で厚生 年金・共済組合加入者の扶養から外れ たとき	本人の年金手帳か基礎年金番号通知書、扶 養から外れた日が分かる書類(社会保険離 脱証明書)	○	○

区分	届け出が必要な場合		手続きに必要な物	届け出る場所	
				市役所市民課	各支所
				9番窓口	
受給	障害・遺族基礎年金の請求		年金手帳か基礎年金番号通知書など	○	×
	老齢基礎年金の請求	国民年金第1号被保険者		○	×
		国民年金第3号被保険者期間がある・国民年金と厚生年金・厚生年金のみ	年金手帳か基礎年金番号通知書など	前橋年金事務所 国領町二丁目19-12 ☎231-1709	
免除 (特例)	所得が少ない、離職したなどの理由で保険料の納付が困難なとき		年金手帳か基礎年金番号通知書、雇用保険被保険者離職票か受給資格者証など	○	○
	学生で保険料の納付を猶予したいとき		年金手帳か基礎年金番号通知書、学生証か在学証明書	○	○
	生活保護法での生活扶助を受けているとき		年金手帳か基礎年金番号通知書、受給票	○	○
	障害基礎年金・被用者年金の障害年金(1・2級)を受給しているとき		年金手帳か基礎年金番号通知書、年金証書	○	○
	国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産した人か、これから出産するとき		年金手帳か基礎年金番号通知書、母子手帳など	○	○

※年金の届出、申請などのすべての手続きは、個人番号(マイナンバー)と本人確認書類が必要です。

国民年金保険料(参考)

国民年金 保険料(月額)	定額保険料	令和7年度:17,510円 令和8年度:17,920円	
	付加保険料	400円	農業者年金に加入している人、第1号被保険者で希望する人が納めます

介護保険

問 介護保険課 ☎898-6159 大胡支所市民サービス課 ☎283-0114 宮城支所市民サービス課 ☎283-2132
粕川支所市民サービス課 ☎285-4114 富士見支所市民サービス課 ☎288-1942

介護保険に加入する人(被保険者)

項目	年齢区分
第1号被保険者	65歳以上の人
第2号被保険者	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人

40歳以上の人全員で保険料を負担することで、介護の必要な人やその家族を社会全体で支えます。

介護保険の届け出

届け出が必要なとき	手続きに必要な物		届け出る場所
他の市区町村から転入したとき	転入前に要介護認定を受けていた	マイナンバー、受給資格者証明書、運転免許証などの本人確認できる物	市役所介護保険課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
	転入前に要介護認定を受けていない	マイナンバー(※)	市役所市民課、各支所
他の市区町村へ転出するとき	マイナンバー、介護保険被保険者証、本人の通帳(※)		市役所介護保険課、各支所
死亡したとき	マイナンバー、介護保険被保険者証、相続人の通帳(※)		
氏名・住所などの変更	マイナンバー、介護保険被保険者証(※)		
介護保険証をなくしたり破損したりしたとき	マイナンバー、破損した介護保険被保険者証、運転免許証などの本人確認ができる物、代理人選任届(代理の場合)		

※代理の方が手続きする場合、運転免許証など本人確認できるものが必要です。

介護保険料の納付

65歳以上

保険料額 本人や世帯の市民税課税状況や本人の合計所得金額などに応じて決まります。納付する保険料の額は、個別に市町村から送付される通知書をご覧ください。受け取る年金の種類や受給額などで、年金からの天引き、または納付書などで納めます。

年金から天引きで納める人 (特別徴収)	老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円(月1万5,000円)以上受給している人 年金は年6回、偶数月に支給されますので、年額保険料を6回に分けて年金からあらかじめ差し引かれます
納付書や口座振替などで納める人(普通徴収)	①老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などの受給額が年間18万円(月1万5,000円)未満の人 ②年度途中で65歳になった人や転入した人など。普通徴収の人は7月から翌年2月までの8期で保険料を納付します

40歳から64歳までの人

保険料は加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と一緒に納めます。

職場の医療保険などに加入している人	・保険料は給料に応じて異なります ・保険料のおおむね半分は事業主が負担します ・被扶養者の分は、加入している医療保険の被保険者と事業主などで負担するので、別途保険料を納める必要はありません
国民健康保険に加入している人	・保険料は所得などに応じて異なります ・保険料のおおむね半分は公費で負担します ・世帯主が世帯員の分も負担します

国民健康保険

問 国民健康保険課 ☎898-6250

国民健康保険とは

職場の健康保険など他の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外が加入する健康保険です。

国民健康保険の窓口

加入・脱退、その他	市役所国民健康保険課21番窓口、城南・大胡・宮城・粕川・富士見支所
再交付	市役所国民健康保険課21番窓口、城南・大胡・宮城・粕川・富士見支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンター

国民健康保険の届け出

届け出が必要な場合		手続きに必要な物	
		手続き別必要書類	本人確認書類
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき、その扶養家族でなくなったとき	社会保険離脱証明書	届出人の運転免許証やマイナンバーカードなど
	生活保護を受けなくなったとき	保護停止・廃止決定通知書	
	こどもが生まれたとき	—	
国保を脱退するとき	職場の健康保険に入ったとき、その扶養家族になったとき	職場の健康保険に加入したことがわかる書類(資格確認書・資格情報のお知らせ等)	
再交付	資格確認書等を紛失、又は破損したとき	—	
その他	介護施設等に入所するため他市区町村へ転出し、前橋市の国保を継続するとき	—	
	修学のため他市区町村に転出し、前橋市の国保を継続するとき	在学証明書又は学生証の写し	

※届出人が本人か同一世帯の家族で、本人確認書類を提示した場合は窓口で資格確認書又は資格情報のお知らせを交付。それ以外の場合は郵送になります。

※国民健康保険税(普通徴収分)は、一部の金融機関に限り、窓口でキャッシュカードを使った引落とし口座の登録手続きが可能です。詳しくはお問い合わせください。【受付窓口】国民健康保険課および支所(城南支所を除く)

国民健康保険の主な給付

給付の種類	対象となるとき	手続きに必要な物
療養費	①医療機関でやむを得ずマイナ保険証や資格確認書を持たずに治療を受けたときの費用 ②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代 ③医師が必要と認めたあんま・はり・きゅう・マッサージの施術料 ④外傷性の負傷で柔道整復師の施術を受けたときの費用 (国保を取り扱っている場合は一部負担金で施術が受けられます) など	届出人の運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できる書類、領収証、世帯主名義の預金通帳、診療報酬明細書(①の場合) 施術証明(③④の場合) 医師の同意書(②③の場合)
高額療養費	国保加入者が医療機関などの窓口で支払った一部負担金が、1カ月ごとに限度額を超えたとき、申請により認められると超えた金額が支給されます 70歳未満の人、70歳から74歳で、「市県民税非課税世帯」または「現役並みⅠ・Ⅱ」の所得区分の人は医療費が高額になる場合、限度額適用(標準負担額減額)認定証を医療機関の窓口へ提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。事前に認定証の交付を受けてください ※マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をご利用ください。	はがき(該当世帯の世帯主に郵送)、届出人の運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できる書類、領収書(公費負担医療が行われた場合)、世帯主名義の預金通帳 認定証を必要とする方のマイナンバーカードまたは資格確認書、届出人の運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できる書類
出産育児一時金 50万円支給 (産科医療補償制度に加入している 病院で出産の場合。それ以外は 48万8,000円の支給になります)	国保加入者が出産したとき、世帯主に支給します(妊娠満12週(85日)以降の死産および流産を含む) また、医療保険者から病院などに直接支払う、直接支払い制度があります。詳しくは病院などに問い合わせてください ※出産する被保険者が本人資格で1年以上社会保険などに加入していて、退職後6カ月以内の出産の場合には、加入していた社会保険などからの給付が受けられますので、まずは加入していた社会保険へ問い合わせてください。被用者保険の規定でこれに相当する給付を受けることができる場合は、国民健康保険の給付はされません。	退院後の手続きは必要ありません
	直接支払制度を利用し、出産費用が支給額を超えた場合	支給額を超えた分の差額を病院などに支払ってください
	直接支払制度を利用し、出産費用が支給額よりも低かった場合	退院後に差額の支給申請の手続きをしてください
	直接支払制度を利用しない場合	退院時に出産費用の全額を病院などに支払い、支給申請の手続きをしてください
葬祭費 5万円支給	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、葬祭を行った人(喪主)に支給します	届出人の運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できる書類、葬祭を行った人の預金通帳、葬祭を行った人の氏名が確認できる会葬御礼、埋火葬許可証、葬祭に要した費用の領収書など、いずれか1点

交通事故に遭ったときや他人の犬にかまれたときなど

交通事故など第三者から損害を受けた場合は、届け出が必要です。市役所国民健康保険課に連絡してください(自損事故も含む)。